

第2節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の施行地区は、平成29年度末で58地区、面積2,947.4ha、施行済57地区、面積2,865.4ha、施行中1地区、面積82.1haである。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図っている。

(3) 共生のまち整備事業

すべての県民が、自立していきいきと生活し、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①点字ブロックの設置や歩道の段差等の改良、②建物、公園等での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

2 都市公園等の整備計画

(1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表2.1-8のとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に新規整備や既存施設の更新を進めている。平成29年度の事業概要（交付金事業）は表2.1-9のとおりである。

また、「大分県都市公園条例」により今後の都市公園の整備目標を定め、計画的な都市公園の整備を推進している。

第2項 美しい景観の形成

1 景観形成の基本的方針

本県は、くじゅう高原を始めとする雄大な自然景観、日田市豆田地区等の歴史的景観、豊後高田市田染荘の農村景観など、それぞれの地域で特色のある景観に恵まれている。

こうした優れた景観を保全、形成していくため、地域に身近な基礎自治体である市町村が景観行政の中心を担い、広域のあるいは市町村単独で対応が困難な景観行政については県が調整を図り、又は支援するという方針で景観行政を進めている。

2 市町村が担う景観行政への支援

地域が担うべき景観行政は、市町村が自ら景観行政団体となって景観条例及び景観計画を策定するという景観法の基本的な考え方に立って、一連の取組を促している。

現在、16市町村が景観行政団体となり、うち10市が景観条例及び景観計画を定めて、それぞれの地域の実情に即した景観行政に取り組んでいる。

また、他の6つの団体においても、計画策定に向けた検討がなされているところである。

これからも、計画未策定の市町村に対し、条例の制定と計画の策定を積極的に働きかける

とともに、アドバイザーの派遣や県が作成した景観行政の手引書等を活用して、市町村の取組を支援していく。

3 県が担う景観行政

市町村単独では対応が困難な景観の保全、形成については県が担い、県と市町村とで構成する「景観行政推進協議会」などを通じて調整を図るとともに、広域的景観についても検討している。これまでも岡城跡の荒廃竹林整備や名勝耶馬溪の景観再生、恋叶ロード（国道213号線）からの眺望の確保、八面山の景観支障木の伐採に対する支援などを行った。

また、一般県民に対して景観の保全、形成の大切さについて理解を深めてもらうためのセミナーなども開催している。

図2.1-2 市町村別景観計画策定状況

(平成31年2月)



※豊後高田市・由布市は、市域の一部が対象

豊後高田市: 田染荘小崎

由布市: 由布院盆地・湯の坪

表2.1-8 大分県の都市公園現況

公園種別 都市名	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園				風致公園	
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市			
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大分市	546	105.42	24	43.20	4	20.56	7	67.48	3	29.01	2	167.87	0	0	3	7.01
別府市	126	11.28	7	8.20	1	6.38	2	38.08	1	15.61	0	0.00	0	0	1	5.67
中津市	15	3.91	6	7.17	0	0.00	1	6.40	1	35.01	0	0.00	0	0	0	0.00
日田市	23	4.98	3	4.91	3	10.42	2	24.37	0	0.00	0	0.00	0	0	3	3.93
佐伯市	17	4.45	1	1.00	0	0.00	1	6.72	1	43.75	0	0.00	0	0	0	0.00
臼杵市	2	0.28	0	0.00	0	0.00	3	24.20	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
津久見市	23	3.32	2	2.00	2	9.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
竹田市	1	0.39	3	4.90	0	0.00	0	0.00	1	17.41	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後高田市	5	1.31	1	2.24	1	8.36	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
杵築市	18	1.97	2	4.92	0	0.00	2	11.78	0	0.00	0	0.00	0	0	1	5.17
宇佐市	7	2.03	1	1.14	2	12.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後大野市	4	1.36	0	0.00	0	0.00	1	14.51	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
由布市	21	2.14	1	2.25	1	5.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
国東市	4	1.47	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
日出町	9	2.32	1	1.01	3	8.09	1	10.91	0	0.00	1	31.45	0	0	0	0.00
玖珠町	1	0.25	0	0.00	0	0.00	1	4.00	1	10.00	0	0.00	0	0	0	0.00
都市公園計	822	146.88	52	82.94	17	81.19	21	208.45	8	150.79	3	199.32	0	0	8	21.78
特定地区公園（カントリーパーク）																
日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.91										
竹田市(直入町)					1	6.20										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
由布市(庄内町)					1	9.88										
国東市(国見町)					1	7.60										
小計（カントリーパーク）					7	66.39										
大分県計	822	146.88	52	82.94	24	147.58	21	208.45	8	150.79	3	199.32	0	0	8	21.78

面積単位：ha 1人当面積：㎡ [各小数点以下2桁表示]
(平成29年3月31日現在)

特 殊 公 園						緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口 (千人)	1人当面積 (㎡)
動植物園		歴史公園		墓園		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
1	8.58	2	0.68	0	0.00	4	110.21	136	114.36	1	1.13	14	17.73	747	693.24	465	14.91
0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.94	0	0.00	0	0	2	2.31	141	88.47	118	7.50
0	0.00	2	1.71	0	0.00	0	0.00	1	1.17	0	0	0	0.00	26	55.37	70	7.91
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	34	48.61	52	9.35
0	0.00	1	44.36	0	0.00	0	0.00	14	1.70	0	0	2	2.76	37	104.74	39	26.86
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	24.48	28	8.74
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	27	14.48	15	9.65
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	22.70	8	28.38
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.21	0	0.00	8	12.12	15	8.08
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	23.84	20	11.92
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	10	15.50	45	3.44
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	15.87	14	11.34
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	10.28	24	4.28
0	0.00	1	4.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	5.78	4	14.45
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	15	53.78	28	19.21
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	3	14.25	10	14.25
1	8.58	6	51.06	0	0.00	5	111.15	151	117.23	2	1.34	18	22.80	1,114	1,203.51	955	12.6

														1	6.70		
														1	4.91		
														1	6.20		
														1	13.00		
														1	18.10		
														1	9.88		
														1	7.60		
														7	66.39		
1	8.58	6	51.06	0	0.00	5	111.15	151	117.23	2	1.34	18	22.80	1,121	1,269.90	955	13.3

国公表値：特定地区公園旧町村人口を含まない場合→

1,121	1,269.90	955	13.3
-------	----------	-----	------

表2.1-9 平成29年度の事業概要（交付金事業）

都 市 名	事業主体	箇 所 数	箇 所 名
大 分 県	県	3	大分スポーツ公園他2公園
大 分 市	市	6	駄原総合運動公園他5公園
別 府 市	市	1	鉄輪地獄地帯公園
中 津 市	市	3	永添運動公園他2公園
日 田 市	市	1	大原公園
佐 伯 市	市	2	佐伯市総合運動公園他1公園
臼 杵 市	市	2	臼杵市総合公園他1公園
宇 佐 市	市	1	西大濠公園（仮）
日 出 町	市	1	豊岡公園
計（1県8市）		20箇所	

第3項 身近な緑の保全と創造

1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いで行かなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（現行：第5次計画（平成25年度～34年度））を策定し、緑の保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった”みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹木、樹林の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹木、特別保護樹林に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内では特別保護樹林は21か所、特別保護樹木は63本であり、表2.1-10のとおりである。

イ 環境緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導している。また、それ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は、表2.1-11のとおりである。

(2) 施設緑地の推進

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア 環境緑化推進運動

3月の緑化推進強化月間や10月のみどりのまちづくり推進月間、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

イ 環境教育の推進

みどりの少年団活動の支援、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

(4) 緑化推進体制の整備

（公財）森林ネットおおいた及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

表2.1-10 特別保護樹木・樹林の指定状況

(1) 特別保護樹木一覧表

(平成30年3月現在)

番号	樹木名	所在	所有	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	S49.3.15
2	フェニックス	豊後高田市呉崎	豊後高田市	S50.1.7
3	イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	S50.1.7
4	カキ	豊後高田市黒土真玉	富山 寿満	S50.1.7
5	イチイガシ	国東市国見町赤根	赤根社	S51.3.9
6	ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	S49.3.15
7	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	椿八幡神社	S49.3.15
8	イチヨウ	別府市大字内成	大野 秀永	S49.3.15
9	シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	S49.3.15
10	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波 利一	S49.3.15
11	クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	S49.3.15
12	イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	S49.3.15
13	イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	S49.3.15
14	ホルトノキ	大分市大字上八幡	杵原八幡宮	S49.3.15
15	カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川 幸人	S53.3.22
16	タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	S61.4.11
17	クスノキ	大分市大字久土	久土神社	H1.10.3
18	トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	S49.3.15
19	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎	馬見塚 義人	S50.1.7
20	クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	S50.1.7
21	アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	S49.3.15
22	ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	S49.3.15
23	タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	H14.1.8
24	クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	S49.3.15
25	ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	S49.3.15
26	ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬 精市	S51.3.9
27	ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	S61.4.11
28	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	S50.1.7
29	ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	H14.1.8
30	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原 高節	S50.1.7
31	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	S51.3.9
32	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野 富士正	S49.3.15
33	ムクノキ	竹田市大字会々	竹田市	S51.3.9
34	イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	S53.3.22
35	イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社	S49.3.15
36	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂 アヤメ	S51.3.9
37	カヤ	九重町大字菅原	佐藤 良作	S49.3.15
38	イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾 嘉人	S49.3.15
39	マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	S49.3.15
40	クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	S50.1.7
41	イチヨウ	日田市天瀬町馬原	穴井 登士太	S49.3.15
42	ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤 光雄	H1.10.3
43	イチヨウ	中津市金谷大字森の丁	貴船神社	S49.3.15
44	クスノキ	中津市大字大貞	薦神社	S49.3.15
45	スギ	中津市本耶馬溪町跡田	羅漢寺	S50.1.7
46	シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	H10.3.20
47	スギ	中津市山国町中摩	諏訪神社	S50.1.7
48	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	S50.1.7
49	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	S51.3.9
50	ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	S53.3.22
51	イチヨウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	S49.3.15
52	スギ(右)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	H14.1.8
53	スギ(左)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	H14.1.8
54	ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬 秋吉	H15.2.18
55	クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	H15.4.25
56	オンツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 芳子	H15.7.29
57	オンツツジ(南)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 勇	H15.7.29
58	ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社	H18.3.14
59	ケンボナシ	国東市国見町赤根	古幡社	H18.3.14
60	スダジイ	宇佐市大字西大堀	熊野神社	H20.4.8
61	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	中野地区	H23.10.28
62	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	宇佐市	H25.02.05
63	イヌマキ	佐伯市大字堅田	佐伯市西野地区区長	H25.10.08

(2) 特別保護樹林一覧表

(平成30年3月現在)

番号	名称	所在	所有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49.3.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49.3.15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤 保雄	コジイ	S49.3.15
4	火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ、イチイガシ	S49.3.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.3.15
6	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチヨウ、モミ	S49.3.15
7	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.3.16
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49.3.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.3.15
10	鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス、イチヨウ、マキ	S51.3.9
11	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
13	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9
14	健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50.1.7
15	キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山 順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
16	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチヨウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.3.15
17	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
18	浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
19	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
21	真玉八幡神社の森	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17.12.9

表2.1-11 県緑化地域の指定状況

(平成29年3月現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49.3.15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49.3.15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49.3.15
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62.4.07
合計	4地域	1,230		

第4項 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間整備への期待が高まってきている。このため、身近にふれあえる水辺の確保や、やすらぎを感じるような川づくりに努めている。また、ボランティア

活動の支援、水辺の学習会等を行うことにより地域と連携した川づくりを推進している。

(主な取組)

リバーフレンド制度

地元自治会等の河川美化活動を支援し、総合的な河川管理活動を行っている。

海岸環境の整備

快適な海岸環境の空間を創出するため、国東市の安岐海岸で事業を実施している。

2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において行っている。

3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォータースタンドを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を別府港において行っている。

第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

1 農地の適切な管理・保全

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加およびこれに伴う水源涵養、洪水の防止や生態系の保全など多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。現在、平成27年度にスタートした第4期対策（平成27～31年度）を実施中である。

第4期対策初年度の平成27年は協定締結面積・交付金額がともに前年を大きく下回ったため、新設された加算措置の周知を図りながら、条件不利地域の農業生産活動を継続する取組を支援した。その結果、平成29年度は新たに11の協定が締結され、面積で238ha、交付金額で45,704千円前年を上回った。

こうした取組の一例として、宇佐市の小平集落協定では平成12年度から本制度を利用して農道や水路等の草刈り、農道舗装等を実施し、農業生産活動を維持してきた。小平集落の農地には、日本棚田百選に認定されている「両合棚田」が含まれており、地域での活動が棚田の保全につながっている。

このように県下各地で農業生産を維持しながら、集落間の交流、都市と農村の交流及び生態系の保全など多面的機能を確保する活動が積極的に進められている。

2 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マ

スタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このため、事業を実施する市町村では「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合性を図ることが求められている。平成23年度までに、県内全ての市町村において本マスタープランを作成している。

なお、平成14年度から「大分県農業農村整備環境情報協議会」を県内全振興局に設置し、新規地区を中心に農業農村整備事業の実施により自然環境に与える影響について議論するとともに、現地調査等において、貴重な動植物の確認を行っている。さらに、必要に応じて追跡調査や移植などの環境保全対策も講じている。

また、景観に優れ豊かで住みよい農村の創造を目指し、ほ場整備、農道、農業用排水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・集落排水路・防災安全施設などの生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を、平成29年度は以下のとおり実施している。

- ①農村振興総合整備事業 6地区
- ②中山間地域総合整備事業 17地区

さらに、平成19年度から実施している「農地・水保全管理支払交付金」に引き続き、平成26年度からは、「多面的機能支払交付金」により、地域共同による農地・農業用施設等の適切な管理と農村環境の保全活動及び、農業用施設の長寿命化や水質・地域環境の保全のための取組を行う活動に対して支援を行っている。

また、環境負荷を低減するために化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らした営農活動に対して支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用している。

第6項 文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・文化的景観の6種類と埋蔵文化財に分けられる。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。

(2) 平成29年度に実施した記念物及び文化的景観に対する文化財保護対策

ア 調査

特別天然記念物カモシカの通常調査（25年度～）を実施するとともに、県全体の悉皆調査及び保護推進事業として、天然記念物（動植物・地質鉱物）緊急調査（25年度～）を生活環境部主体事業として実施した。

さらに、文化庁の日本遺産の認定を通して、地域の歴史的・文化的遺産の保存と活用を図るため、28年度より大分県日本遺産認定推進事業（28年度～30年度）を開始している。

イ 指定

平成29年10月に天念寺耶馬及び無動寺耶馬が国指定名勝に新たに指定された。また、平成30年2月に大友氏遺跡（大分市）と岡城跡（竹田市）が追加指定された。なお、記念物についての指定状況は、表2.1-12に

示す通りであり、県下における国指定及び県指定の全ての文化財件数は、表2.1-13に示す通りである。

ウ 保存修理及び環境整備

特別史跡の臼杵磨崖仏（臼杵市）をはじめとして、国史跡の宇佐神宮境内（宇佐市）、富貴寺境内（豊後高田市）、安国寺集落遺跡（国東市）、岡城跡（竹田市）、岡藩主中川家墓所（竹田市）、廣瀬淡窓旧宅及び墓（日田市）、角牟礼城跡（玖珠町）、国重要文化的景観の別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）などや、県史跡の文殊仙寺（国東市）、西光寺境内（竹田市）、永山城跡（日田市）などの保存修理、環境整備等を実施した。

エ 土地の公有化

国史跡について、杵築市による小熊山古墳・御塔山古墳、大分市による大友氏遺跡・横尾貝塚の土地公有化を支援した。

表2.1-12 記念物の指定状況
(史 跡)

分 類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	20	40
城跡など	3	9
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	12	34
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び墓	1	13
旧宅など	4	1
計	41	107

(平成30年3月31日現在)

(名 勝)

分 類	国指定	県指定
公園・庭園	1	3
峡谷・瀑布・溪流	1	3
岩石・洞穴	1	1
火山・温泉	1	
計	4	7

(天然記念物)

分 類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	5	7
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	9	5
計	23	78

表2.1-13 国・県指定文化財件数（選定含む）

(平成30年3月31日現在)

国 指 定		県 指 定		合計
重要文化財（国宝4含む）	87	有形文化財	493	580
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	41	史跡	107	148
名勝	4	名勝	7	11
天然記念物（特別天然記念物2含む）	23	天然記念物	78	101
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	2	-		2
重要文化的景観（選定）	3	-		3
選定保存技術		-	1	1
合 計	172	合 計	748	920